

横浜市職員共済組合公告第3号

横浜市職員共済組合定款の一部変更等

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部変更をここに公告する。

令和4年4月1日

横浜市職員共済組合

理事長 大久保 智子

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部を次のように変更する。

第5条中「横浜市報に掲載して行う」を「決算に関する事項にあっては横浜市報に掲載して行い、その他については組合公報に掲載して行う」に改める。

第10条第1項中「各選挙ごとに」を「互選議員の選挙に」に改め、第3項中「当該選挙」を「選挙」に改める。

第32条中「、一般組合員」の次に「、短期組合員」を、「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第2項中「第8項」を「第10項」に改め、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）」を「被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）」に、「及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第32条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

第33条の11第1項第1号を次のように改める。

（1） 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業

第33条中「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第33条の9中「任意継続組合員」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員」に改める。

第34条第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と掛金 との割合			標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と負担 金との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期 分	介護分		短期 分	介護 分	
一般組合員	1,000分 の 33.46	1,000分 の 8.90	1,000分の 1.4	1,000分 の 33.46	1,000分 の 8.90	1,000分の 1.4
短期組合員						
市長組合員 特定消防組 合員						
長期組合員	1,000分 の 2.35	—	—	1,000分 の 2.35	—	—
後期高齢者 等 短期組合員						
市長長期組 合員						

第34条の2中「施行令第46条の2」を「施行令第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第36条中「令和3年度」を「令和4年度」に、「2,075円」を「2,095円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第32条、33条及び34条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第32条の規定は、令和4年1月1日から適用する。